

第 27 回 関川流域委員会 議事要旨

開催日時：令和 6 年 12 月 2 日（月）13 時 00 分～15 時 00 分

於：高田城址公園オーレンプラザ ホール

【第 27 回関川流域委員会の概要】

- R5. 12. 8 に開催した第 25 回関川流域委員会で公表した関川水系河川整備計画変更原案に対し、流域委員会で委員より頂いたご意見及び関係住民の皆様より頂いたご意見を踏まえた整備計画変更案（案）について、委員よりご意見を伺った。
- 委員からは、保倉川放水路環境調査検討委員会や保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会の開催に関することや、パブコメの回答に関するご意見、流域治水等について意見があり、主な意見を集約すると下記のとおりである。
 - ・ 海水による環境の変化が懸念されているとのことだが、潟川からの流入は考慮して検討をしているのか。検討しているのであればその影響はどの程度か。
 - ・ 変更原案からの変更点は、能登半島地震を受けて追記されたものが多い。地域の懸念事項については丁寧に検討を進めてほしい。
 - ・ 変更案の中で重要視しているのは第 8 章の流域治水の取組である。河川整備だけではなく流域全体で取り組む転機になるのではないか。様々な取組を通して関川流域を水害から守って行くことと理解している。
 - ・ 本文第 5 章「保倉川放水路の施設の検討」のところに、「移転いただく住民の生活の利便性を損なうことのないようなまちづくりを考えていく」という文言を入れてはどうか。
 - ・ にぎわいの場の創出について、保倉川放水路整備とまちづくりについてもっと議論されても良い。放水路の規模から考えても、平面的な図面のみではなく、利用を想像できる図などを用いて議論できる場があって良いと思う。
- 河川整備計画変更案（案）については、本日の流域委員会で委員から頂いたご意見を反映させた案を事務局で作成し、後日委員長に確認頂く形で、委員長へ対応を一任することとなった。また、河川整備計画変更原案に対して頂いたご意見への対応（案）、及び今後の進め方（案）について了承いただいた。

1. 前回流域委員会で頂いたご意見

事務局より「前回流域委員会で頂いたご意見（資料 1）」の説明を行った。
（意見・質問等なし）

2. 第3回保倉川放水路環境調査検討委員会の開催報告

事務局より「第3回保倉川放水路環境調査検討委員会の開催報告（資料2）」に関する説明を行った。

資料2に関する質疑応答は、資料3と併せて行われた。

① 〔委員A〕

- ・海水による環境への変化が懸念されているが、保倉川から放水路へ常時水の流入はないとしても、放水路と交差している潟川からは流入が見込まれると思う。それを考慮してシミュレーションがされているのか。されている場合、その影響はどの程度あるのか。

② 〔事務局〕

- ・潟川等の放水路に流入を想定している河川や用排水路を考慮して解析を行っているが、これまでの解析結果を確認する限り、大きな影響が生じることは確認されていない。

③ 〔委員A〕

- ・洪水時ではなく常時の水質について、潟川からある程度の淡水が常時供給されると思うがその影響はないのか、あるいは多少海水を薄める、表層を覆うというようなことは考慮されているのか。

④ 〔事務局〕

- ・詳細な影響についての確認は現時点で行っていないが、その影響は限定的と考えられる。いずれにしても今後詳細について検討していきたい。

3. 第1回保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会の開催報告

事務局より「第1回保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会の開催報告（資料3）」の説明を行った。資料3に関する質疑応答は、資料2と併せて行われた。

⑤ 〔委員長〕

- ・それぞれの分野のエキスパートが親身になり、変化する環境に対し非常に深く考察し、いかによりよい空間を設計するかという非常に強い心意気とそれを具現化する専門的知見の両方を出していただいた、大変実りの多い1回目の議論ができたと思う。

4. 関川水系河川整備計画変更原案に対して頂いたご意見への対応（案）

事務局より「関川水系河川整備計画変更原案に対する主なご意見と対応（案）（資料4-1）」「関川水系河川整備計画変更原案に対する流域委員会で頂いたご意見と対応（案）（資料4-2）」「関川水系河川整備計画変更原案に対する関係住民から頂いたご意見と対応（案）（資料4-3）」に関する説明を行った。

⑥ 〔委員B〕

- ・関係住民からのご質問、ご意見に対して、丁寧に御回答いただきありがたい。
- ・地域から多くの意見を頂いた環境への影響や津波遡上などはとても重要な内容である。

能登半島地震以降、地域住民間で独自の訓練や勉強会が繰り返し行われており、住民の知識レベルも上がってきていると思う。引き続き、専門的な委員会でそのような所にも丁寧に対応してもらえると信頼関係の構築につながると思う。

- ・地域住民が懸念していることについて、できるだけ早く対応策を考えていただき、地域の不安を解消して、より発展的なことを構築されるよう進めてほしい。

⑦ 〔委員 A〕

- ・資料 4-1 の P.3 のご意見 78 について、「令和 6 年能登半島地震の津波の規模は現時点で分かっていない」と回答されているが、気象庁である程度データが公開され、私も調査結果を学会誌で報告している。
- ・令和 6 年能登半島地震では L2 の津波が襲来したと認識しているが、新潟県沿岸で顕著な被害は生じなかった。今後想定されるのは F41 断層が動いた場合と思うが、規模的には今回の地震と同様のものと思われるため、そのことを住民の方に認識しておいていただいてもいいと思う。

⑧ 〔委員長〕

- ・回答は、海岸管理者や地元自治体内での公式の認識について記述されており、石川県では海岸設計津波検討会で L2 規模と評価されている。一方で新潟県ではまだ評価に至っていないということと理解している。
- ・委員 A のご指摘については、皆さん共通の理解でありそのような対応で良いと思う。

⑨ 〔委員 C〕

- ・石川県が L2 規模と評価したのは受けた被害のレベルか、発生原因としての強さなのかは解釈の問題であり、科学技術的な話とは違ってくる。
- ・放水路内の水質を良好に保つという意味では、放水路が少しでもオープンな水に触っている方が良いと思う。塩水は良くないと思うが、入口と出口を止めて閉鎖性水域になってしまうと、それ自体が逆に環境的に悪くなるのではという感覚を持っている。

⑩ 〔委員長〕

- ・先日開催の保倉川放水路環境調査検討委員会では、ご指摘の内容のとおり、水質についてきちんと評価しどのような対応策を行うかについて議論となった。環境の評価、アセスは、何らかの社会基盤整備を行って、劣化した環境を元に戻すにはどうしたらよいかを具体的に評価指定対応策を検討するものである。今回の場合は新たな環境ができるわけであり、それがどのような質の改善、新たな環境の創出の可能性を持っているかという評価になると思う。これまでの研究成果や適用事例を踏まえ、どのような状態が望ましいかということについて、保倉川放水路環境調査検討委員会で専門的に意見を出し判断することになる。

⑪ 〔委員 A〕

- ・海水が近づいてくることに対し非常に強い懸念を示す意見が多いが、実際には海の近くに農地があるところは沢山あり、程度の問題であると思う。そのため、海が近くになる、海水が近くになることが問題なのか、あるいは実際にどの程度の塩が飛来すると水田に悪影響が生じるか、というようなところも踏まえて理解していただくことが重要だと思う。

⑫ 〔委員長〕

- ・データをきちんと蓄え、シミュレーション技術で評価し対応策を取る。その後もモニタリングにより対応策の効果を確認しつつ、必要に応じて更に対応策を講じていくことになると思う。

5. 関川水系河川整備計画変更案（案）について

事務局より「関川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更案（案）（資料5-1）」「関川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更案（案）附図（資料5-2）」「関川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更原案と変更案（案）の対比表（資料5-3）」「関川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更原案と変更案（案）の対比表（主要箇所）（資料5-4）」に関する説明を行った。

⑬ 〔委員B〕

- ・変更原案から変更された点は、能登半島地震を受けて追記されたものが多い。地域の懸念に対する事項に対して、今後、丁寧に検討を進めていただきたい。
- ・一方で、放水路の流量、ルートを示す河川整備計画は、今後様々な施設の検討を進める上で基礎となる非常に重要な計画である。速やかに変更に向けた手続を進めていただくようお願いしたい。

⑭ 〔委員D〕

- ・今回の河川整備計画変更案を見て、私がとても素晴らしく重要にしてほしいと考えているのは、第8章の流域治水の取組である。河川整備のみならず流域全体でこれからの治水を行っていく転機となる項目と感じている。田んぼダムや防災教育、立地適正化計画における居住地や都市機能の移転、誘導など様々な取組の中で、この関川水系を洪水、水害から守っていくことと理解している。
- ・流域治水の取組を重視していく上で、国、県だけではなく上越市へ私から提案がある。内水氾濫の対策を進めていかなければならない中で、上越市の下水道の雨水幹線の整備が極めて遅れている。市の資料では合併前の上越市については昨年3月末で雨水幹線の計画延長45.9kmに対して整備済みが19.4kmで、整備率が42%、7年に一度の雨への備えですら遅れている。予算の問題も多くあるように理解している。
- ・上越市も優先順位をつけながら排水ポンプの整備と併せて雨水幹線の整備を進めているところであると思うが、予算と時間を要する。
- ・一方で、保倉川放水路整備に代表される河川整備は30年に一度の雨への備えであり、上越市が進めているのは7年に一度の雨への備えであるが、そこも併せて進めていかなければならないと思う。上越市が国、県、住民と合わせる形で、大きな転換点の中で雨水対策、雨水幹線整備を進めていけるような仕組みづくりや取組をぜひ進めてほしい。

⑮ 〔委員B〕

- ・上越市の雨水対策は平成31年3月に定めた上越市雨水管理総合計画に基づいて進めている。この計画は過去の浸水実績や被害の大きさなどから各排水区のリスク評価を行い、その整備の優先度を定めたものである。
- ・計画降雨については5年から10年が全国的な標準となっており、当市では7年の確率

の降雨を対象としている。

- ・整備率については、令和6年3月末時点で45%、整備距離としては22.8km、計画は50kmであり、全体的にはやや進んでいない状況ではあるが、できる限り早期の進捗に努めている。
- ・雨水幹線整備には多くの費用と期間が必要となるため、まずは令和12年までに整備率48%を目標に整備を進めていきたいと考えており、その後も継続的な取組を今後も続けていく努力をしているところである。

⑯ 〔委員D〕

- ・関川水系河川整備計画の変更をこの一つとして、上越市でもう一段流域治水の取り組みを進めていくことで、より速やかに市全体が洪水、水害に強い地域にしていけるのではないかという提案であった。

⑰ 〔委員B〕

- ・鋭意努力を続けてまいりたい。

⑱ 〔委員長〕

- ・流域治水という新しい政策の中で、全国の川を見ると内水は非常に重要な問題で、東京の多摩川、九州の遠賀川、この地域と同じように砂丘の内陸側に低地がある石川県の梯川にも内水の問題があり、1.1倍という雨が降ったときにどう対応できるのか非常に重要である。市と県と国が協力して事業を分担して、効率的に内水を減らす事業も施行され、効果的に使って実績を上げてきた事例もある。河川整備の計画は水害を減らすことであり、内水を減らすことについても皆さんも協力いただければと思う。
- ・放水路を開削することによって洪水時の保倉川本川の水位が下がる。それによって内水を排水する能力が増える。それに加えて先程の様々な事例を踏まえて、市はもちろんであるが、国、県、地域の方々の協力も併せて内水対策が進むことを願っている。

⑲ 〔委員E〕

- ・資料5-1のP.79では、放水路を核とした新たな道路ネットワークの構築の検討を、保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会での意見を踏まえて行うという形で記載されている。保倉川放水路事業によって移転いただく方々の移転先の在り方のような部分が、道路ネットワーク以上に河川整備計画の中で出てくるものと考えている。
- ・パブリックコメントの中でも、移転スケジュールを懸念される方がかなりコメントされていた。移転に協力いただいている方の生活利便性を損なうことがないような形で進めるなど、移転の在り方の話が重要であると思う。
- ・上越市では「歩いて暮らせるまちづくり」として様々な誘導施策を行っており、そのような場所に移転いただけるのか等の議論があると思うが、移転の部分について保倉川放水路の施設の検討のところで触れられていないように思うが、事務局としてどのような考えなのか。

⑳ 〔事務局〕

- ・移転や用地補償など、地元の皆様からいただいている御指摘について事務局としても認識しており、パブリックコメントの回答の中ではそのようなことも考慮した上で進めていく旨の回答をさせていただいている。整備計画の中では明示的に記載していないが、保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会の中で、上越市で進められている持続

可能な都市づくりとの親和性を損ねないような検討を進める必要があるとの指摘も踏まえ、移転等の問題についても検討を進めていく。整備計画の「部会でのご意見を踏まえて行う」という記載の中で、そのような検討も含めて行うことを意図して記載している。

⑳ 〔委員長〕

- ・委員 E のご指摘は、資料 5-1 の P.79 で、移転いただく住民の生活の質、利便性を損なうことのないようなまちづくりを考えていくという文言を入れてはどうかという積極的なご指摘である。
- ・資料 4-1 や 4-3 にもあるとおり、移転に伴う住民の皆さんの抱いておられる不安やお困りの声がひしひしと伝わってくるものがあり、これらに記載されている事務局からの回答が、整備計画変更案の中で触れられていないのは少し手落ちかなとも思う。
- ・委員 E のご意見を元に、そのような文言を入れる形で事務局に修正をお願いしたい。

㉑ 〔委員 F〕

- ・私は上越の経済界から意見を頂戴する立場にあるが、保倉川の放水路はいつできるかという質問にまだ明確に答えられない。その質問の裏には、保倉川流域で洪水が発生したときに自分の企業がどう対応するのかを日頃考えており、特に今年の能登地震の直後でもありその意識は非常に高いということである。
- ・上越では、保倉川流域のみならず、産業立地や工業立地を含めて進出を希望されている企業がかなりある。同時に、現在上越市内で操業されている企業の中には、事業拡大に伴って更に広い事業用地が欲しいという企業もある。
- ・上越市全体でみると工業団地が既に不足しており、県で整備された南部工業団地はすべて埋まっており、工業団地も広げていかなければならない。このような話の裏には、保倉川放水路の計画があり、いずれ完成するとの認識がある。要するに企業にとっては、保倉川放水路の計画は全て当たり前の話、防災インフラの整備という計画があるかどうかとも重要なテーマである。
- ・保倉川放水路を早く造っていただきたい。ここの流域で水害に見舞われるかもしれないと心配されている方も、この流域に位置している企業も、一日も早い放水路の実現を経済界としても常に願っている。
- ・また、資料 5-4 の P.80 の第 5 章河川整備の実施に関する事項に水害に強いゆたかな地域づくり、にぎわいの場の創出という記載があるとおり、保倉川放水路が完成したときのまちづくりについてもっと議論されてもよいのではと思う。
- ・今の時代はただ放水路を掘って川を造ればよいという話だけではなく、当然放水路ができたときにまちづくりも一緒に行う。幅 110 メートル、長さ 3,000 メートルの放水路が新たにできるわけで、可能であれば平面図だけではなく想像図のようなもので議論できる場があってもよいと思っている。

㉒ 〔事務局〕

- ・現時点でいつから事業化していつ完成というスケジュールがお示しできていないが、一刻も早くスケジュール感、今後の見通しを示せるように検討を進めたい。
- ・にぎわいの創出に関してご指摘いただいている点について、地域住民の憩いの場となる河川空間の創出も、保倉川放水路の整備に当たっては考慮していく点として記載をしている。保倉川放水路の整備に伴って創出される河川空間の利用については、関川河口と

同様に、釣りやカヌーなどが想定されるという文言とともに、散策路やジョギング、サイクリングに利用されるような住民の憩いの場となる河川空間の創出を図っていきいたいということを考え方として記載している。まちづくりという観点では、保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会の中で専門の方の意見をいただきながら検討を進めていきいたいと考えている。

- ・パブコメにおいても整備後の状況が平面図ではイメージを持ちづらいといった趣旨のご意見を頂いており、イメージをお持ちいただけるような分かりやすい説明資料を作成するなど取り組んでいく。

②4 〔委員長〕

- ・いろいろな企業の皆様がこの地に立地を希望されるということは大変素晴らしいことであり、それに対して防災インフラがきちんと整備されていることが不可欠であると思う。保倉川には世界の企業の中心にもなっているような有数の企業があり、そのポテンシャルをさらに広げるといふことに、放水路事業や関川の整備が貢献できるということは大変必要なことであると思う。
- ・流域治水は英語で言うと、災害 **Disaster** に対する強靱性 **Resilience** と、持続的な開発 **Sustainability** を、**by All** 全ての関係当事者でつくるという概念であり、流域治水の取組はそれを具現化するものである。その **by All** の中には企業も当然入り、色々なアイデアを頂くことを通して、放水路が整備されることによってこの地がにぎわいを創出し、皆さんが豊かに過ごせる空間になり経済的な活動も安心してできるという形を目指していただきたい。
- ・経済界では **TCFD**¹ という枠組みで、防災に対して各企業がどのように投資しているかについて財務状況を公開する制度があり、投資家はその情報を見て企業に投資をする取組が進んでいる。また、**TNFD**² という、生物多様性などに対してどれだけ各企業が投資しているかという財務状況を公開するし、それを元に世界の投資家が投資をするという枠組みができてきている。企業の皆様も御一緒に、こういう防災とにぎわいという豊かなまちづくりに取り組んでいただきたい。
- ・想像図については、流域委員会で一回パースをつくって見ていただいた。皆さんのアイデアもぜひどんどん入れていただいて、そこへ載せる絵柄を一緒につくっていただければと思う。

②5 〔委員長〕

- ・関川水系河川整備計画の変更原案に対する関係住民の意見聴取でいただいたご意見と対応（案）については、当該流域委員会で異議がないものと了承する。

¹ Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）の略。G20の要請を受け、金融安定理事会(FSB)により気候関連の情報開示及び金融機関の対応を検討するため設立された国際的組織。2017年6月に最終報告書を公表し、企業等に対して「ガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標と目標」の4項目に関する情報開示を推奨している。

² 「Task Force on Nature-related Financial Disclosures（自然関連財務情報開示タスクフォース）」の略。TCFDに続き、自然資本及び生物多様性に関する企業等のリスク管理と情報開示の枠組みを構築するために2021年6月に設立された国際的組織。資金の流れを「ネイチャー・ポジティブ」に貢献できるように変え、自然資本や生物多様性を守ることを目的としている。

- ・関川河川整備計画変更案（案）については、本日委員から指摘のあった内容について、先程議論させていただいた趣旨で事務局が修正したものを、後日委員長である私が確認するというので、私に対応を一任させていただくということで異議はないか。

（「異議なし」の声あり）

- ・それでは関川水系河川整備計画の変更案（案）の修正内容の確認については、私に一任させていただくということで流域委員会として了承いただいたこととする。

6. 今後の進め方について

事務局より「今後の進め方（案）（資料6）」に関する説明を行った。

②6 〔委員B〕

- ・今後、関係省庁の協議、あるいは関係知事意見聴取の事務手続が進められていくと思うが、上越市としても令和5年4月に保倉川放水路沿川まちづくり推進室を設置し、地域コミュニティの影響をできる限り軽減するためのまちづくり検討を現在進めている。関係住民の不安、あるいは発展的なまちづくりのために私たちも努力をし続けるので、段取りよく進めていただけると幸いである。

②7 〔委員長〕

- ・気候が変化するという事に対応して整備計画を変更する中で、レベル2の津波の心配、海水の心配、移転に関わる不安、このような住民の皆様からの直接の声をパブコメを通していただき、今日それに対する対応を委員会で審議し合意いただいた。それを基に整備計画の変更についても、一部、移転の皆様に対する部分を追記するという形で変更案をご了解いただいた。ぜひ、年度内にこの整備計画変更手続を終えて、その次のステップに進んでいただきたいと思います。

以 上